

# 三股町新型コロナウイルス相談窓口一覧



## 1、給付金・補助金関係

### ①特別定額給付金（国）（総務課 行政係 電話 0986-52-1112）

基準日（4月27日）現在で、住民基本台帳に記載されている方一人につき10万円を給付するもの。

### ②子育て世帯への臨時特別給付金（国）（福祉課 児童福祉係 電話 0986-52-9060）

0歳～中学生（新高校1年生も含む）のいる児童手当受給世帯に、対象児童一人につき1万円を給付するもの。

### ③みまたん事業者おうえん給付金（町）（企画商工課 商工観光係 電話 0986-52-9084）

2020年2月から5月のうちのいずれかのひと月の売上高などが、前年同月比で15%以上減少した町内の中小企業者などを対象に、10万円の支援金を給付するもの。

### ④家賃補助事業（町）（企画商工課 商工観光係 電話 0986-52-9084）

2020年2月から5月のうちのいずれかのひと月の売上高などが、前年同月比で15%以上減少した町内の中小企業者などを対象に、店舗等に係る家賃1カ月分の2分の1以内（上限5万円）を最大3カ月分支援するもの。

## 2、貸付金関係

### ①休業者・失業者向けの貸し付け（県社協）（町社協 電話 0986-52-1246）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった方への少額の費用の貸し付けを行うもの。

### ②中小企業等への利子補給事業（国・町）（企画商工課 商工観光係 電話 0986-52-9084）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」（※一般保証を除きます。）を利用された町内の事業者へ利子の全額を3年間補給するもの。

## 3、支払い猶予関係

### ①町税の徴収猶予（町）（税務財政課 特別収納対策係 電話 0986-52-9634）

町税の納付が困難である方の納税を猶予するもの。

### ②水道料金・下水道料金の支払い猶予（町）（環境水道課 上水道係 電話 0986-52-9084）

上水道料金及び下水道料金（農業集落排水を含む。）の支払いが困難である方の支払いを猶予するもの。

## 4、児童生徒向け支援

### ①小・中学校児童生徒学習支援事業（町）

（企画商工課 商工観光係 電話 0986-52-9084、教育課 学校教育係 学校教育係 0986-52-9314）

町内の小中学校に通う児童生徒に対し、学習教材や図書の購入費として、図書券を児童生徒1人あたり3,000円分を支給するもの。

### ②休校に伴う食費増等に対する支援事業（町）

（企画商工課 商工観光係 電話 0986-52-9084、教育課 学校教育係 学校教育係 0986-52-9314）

学校の休業に伴う食費増への支援を行うとともに、外出自粛による影響の大きい地元飲食店を支援するため、町内の小中学校などに通う児童生徒に対し、町内の飲食店で使える食事券用の商品券3,000円分を支給するもの。

## 5、医療福祉従事者向け関係

### ・医療福祉従事者応援事業（町）（企画商工課 商工観光係 電話 0986-52-9084）

町内の医療機関や高齢者福祉施設などに対し、マスクや消毒液の購入費用の一部を助成するもので1事業者5万円を一律に支援するもの。

## 6、事業者支援プロジェクト関係

### ・テイクアウト・デリバリー情報発信事業（町）（企画商工課 商工観光係 電話 0986-52-9084）

町内飲食店のテイクアウト・デリバリー情報をとりまとめ、町内外に発信するもの。

## 7、心のケア相談

宮崎県精神保健福祉センター（0985-27-5663）

## 8、発熱など症状による感染に関するもの

都城保健所（0986-23-4504）